

(資料 1)

寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針等の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づく社会保障・税番号制度は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものです。

一方で、番号制度の導入に伴い、個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等への懸念があることから、特定個人情報保護委員会※では、行政機関等・地方公共団体における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するため、番号法に基づき特定個人情報等の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（以下「ガイドライン」という。）において、地方公共団体が講ずべき安全管理措置を下図のとおり定めました。

寒川町においても番号法及びガイドラインにより求められている安全管理措置を講ずるため、「寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」の策定及び「寒川町特定個人情報等管理規程」を定め、特定個人情報等の適正な取扱い及び管理を図ります。

講ずべき安全管理措置の項目	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編)の概要より
A 基本方針の策定 B 取扱規程等の見直し等 C 組織的安全管理措置 a 組織体制の整備 b 取扱規程等に基づく運用 c 取扱状況を確認する手段の整備 D 人的安全管理措置 a 事務取扱担当者の監督 b 事務取扱担当者等の教育 E 物理的安全管理措置 a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理 b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止 F 技術的安全管理措置 a アクセス制御 b アクセス者の識別と認証	d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備 e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処 c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止 d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄 c 不正アクセス等による被害の防止等 d 情報漏えい等の防止
ガイドラインに示す安全管理措置の項目以外にも、保有する特定個人情報等の性質、情報漏えい・滅失・毀損等による影響等の検討の結果に基づき、情報漏えい等事案の未然防止及び検知並びに事案発生時の拡大防止等の観点から、適切に判断してください。	

※特定個人情報保護委員会とは、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする内閣府外局の第三者機関です。

(資料 1)

講すべき安全管理措置の項目との寒川町の対応表

講すべき安全管理措置の項目 (ガイドライン)	寒川町の対応
A 基本方針の策定	寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（資料2）を策定 寒川町特定個人情報等管理規程（資料3）に規定
B 取扱規程等の見直し等	
C 組織的安全管理措置	
a 組織体制の整備	
b 取扱規程等に基づく運用	
c 取扱状況を確認する手段の整備	
d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備	
e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し	
D 人的安全管理措置	
a 職員の監督	
b 職員等の教育	
c 法令・内部規程違反等に対する厳正な対処	
E 物理的安全管理措置	
a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理	
b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止	
c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止	
d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄	
F 技術的安全管理措置	
a アクセス制御	
b アクセス者の識別と認証	
c 不正アクセス等による被害の防止等	
d 情報漏えい等の防止	

(資料 1)

講すべき安全管理措置と寒川町の対応の詳細

A 基本方針の策定

寒川町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を策定し、寒川町における特定個人情報等の取扱いに関する基本的な方針を年内を目処に公表する。

B 取扱規程等の見直し等

基本方針公表後、速やかに寒川町特定個人情報等管理規程を定め、ガイドラインにおいて求められている講すべき安全管理措置（組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置）について下記のとおり規定する。

C 組織的安全管理措置

(括弧内は寒川町特定個人情報等管理規程の規定で対応する条番号等)

a 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるため下記のとおり組織体制を整備する。

- 総括保護管理責任者の設置（第 3 条）
- 保護管理責任者の設置（第 4 条第 1 項及び第 2 項）
- 監査責任者の設置及び責任の明確化（第 5 条）
- 特定個人情報等を取り扱う職員及びその役割及びその範囲の明確化（第 4 条第 3 項、第 28 条）
- 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化（第 6 条）

b 取扱規程等に基づく運用

取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一定の期間保存し、定期的に又は随時に分析する。また、記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置を講ずる。（第 22 条）

c 取扱状況を確認する手段の整備

特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するため、台帳等を整備し記録する。（第 18 条）

d 情報漏えい等事案に対応する体制等の整備

情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制及び手順等を整備する。（第 36 条、第 37 条）

e 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

(資料 1)

監査責任者は、特定個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に点検又は監査（外部監査を含む。）を行い、その結果を総括保護管理責任者に報告する。（第 38 条、第 39 条）

総括保護管理責任者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。（第 40 条）

D 人的安全管理措置

a 職員の監督

総括保護管理責任者及び保護管理責任者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、職員に対して必要かつ適切な監督を行う。

また個人番号利用事務の全部又は一部を委託する場合、委託先においても同様の安全管理措置が講じられているか確認する。（第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 35 条）

b 職員等の教育

総括保護管理責任者及び保護管理責任者は、職員に特定個人情報等の適正な取扱いについて理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。（第 7 条第 1 項）

保有特定個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有特定個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。（第 7 条第 2 項）

c 法令・取扱規程違反等に対する厳正な対処

法令等を遵守し、これらに違反した職員に対し、厳正に対処する。（第 8 条、第 20 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 36 条）

E 物理的安全管理措置

a 特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。（第 19 条）

基幹的なサーバー等の機器を設置する室等（以下「情報システム室等」という。）を区分して管理する場合は、情報システム室等について、次の①及び②に掲げる措置を講ずる。（第 34 条）

①入退室管理

②情報システム室等の管理

b 機器及び電子媒体等の盗難等の防止

(資料 1)

特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。また、電子媒体及び書類等の庁舎内の移動等において、紛失・盗難等に留意する。(第 32 条、第 33 条)

c 電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止

許可された電子媒体又は機器等以外のものについて使用の制限等の必要な措置を講ずる。(第 31 条)

d 個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

特定個人情報等が記録された電子媒体及び書類等について、文書管理に関する規程等によって定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに復元できない手段で廃棄又は消去する。(第 13 条)

F 技術的安全管理措置

a アクセス制御

情報システムを使用して個人番号利用事務等を行う場合、職員及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行う。(第 9 条)

b アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、職員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する。(第 21 条)

c 不正アクセス等による被害の防止等

情報システムを外部等からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組み等を導入し、適切に運用する。(第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条、第 30 条)

d 情報漏えい等の防止

特定個人情報等を情報システムで取り扱う場合、通信経路における情報漏えい等を防止するため、暗号化又はパスワードにより秘匿する。(第 27 条)